

犬猫飼育数値で規制

環境省令施行へ

犬猫の繁殖業者やペットショップに
対し、飼育状態やケージ(おり)の広
さ、出産年齢を規制する環境省令が今
年6月から段階的に施行される。数値
基準を導入し、違反を繰り返した業者

の飼育登録を自治体に取り消しやす
くなり、劣悪な環境で飼育する悪質業
者の排除につながることを期待されて
いる。ただ、ケージの買い替えなどの
対応を迫られる飼育業者も少なくな
く、廃業に伴い行き場を失う犬猫が増
えることを懸念する声も出ている。

【信田真由美】

悪質業者処分容易に

検証

環境省令は、2019年
に成立した改正動物愛護法
に基づき、21年6月からは、

どのような状態が「適正な
飼育」でないのか、「爪が
異常に伸びている」「体表
が毛玉で覆われている」な
ど具体的な基準を初めて規
定。母体への負担を減らす
ため、22年からは出産につ
いても犬猫とも原則6歳ま
でに制限する。ケージの大

	旧	新
従業員1人あたりの飼育数	動物の種類と数 は、施設の構造や 規模、職員数に見 合ったものとする	繁殖業者は犬15匹、 猫25匹、販売業者は 犬20匹、猫30匹が 上限
ケージの広さ	入れる動物の種類 と数は、構造や規 模に見合ったもの とする	縦と横がそれぞれ 体長の2倍と1.5倍。 高さは犬が体高の 2倍、猫は3倍以上
繁殖	母体に過度な負担 がかかることを避 け、繁殖の回数を 適切なものとする	交配時の年齢は原 則6歳以下
飼育状態	なし	毛に排せつ物が固 着、体表が毛玉で 覆われ、爪が異常 に伸びる状態にしない

大きさも、縦と横がそれぞれ
体長の2倍と1.5倍に。
高さは犬が体高の2倍、猫
は3倍で柵を設けて2段以
上の構造にすると定める。
従業員1人あたりの飼育
数も段階的に制限する。22
年6月からは繁殖業者は犬
25匹・猫35匹、販売業者は
犬30匹・猫40匹までだが、
1年ごとに一律5匹ずつ減
らし、24年6月には、繁殖
業者は犬15匹・猫25匹、販
売業者は犬20匹・猫30匹ま
でに制限される。「悪質な
事業者を排除するために自
治体がレッドカードを出し
やすい明確な基準とし、不
適切な事業者をなくしてい
くことが何よりも重要だ」
小泉進次郎環境相は規制強
化の意義を強調する。

一部の悪質業者による劣
悪な飼育は以前から問題に
なっていた。動物愛護法の

05年改正で業者を届け出制
から登録制にし、自治体
による登録取り消しなどの処
分が可能に。12年改正では
殺傷や虐待、遺棄に対する
罰則が強化された。ただ、飼
育数やケージの大きさなど
の適正基準について具体的
な数値規制がなかったため
行政指導が効果的に行え
ず、環境省によると統計を



2015年に業務停止命令を
受けた東京都のペットショッ
プで、狭いケージの中で飼育
されていた猫。塩村文夏参院
議員提供

規制強化を、繁殖・販売業者はどのよ
うに受け止めているのか。
「犬猫適正飼養推進協議会」(東京都)
などが昨年7月に実施した全国の犬猫の
繁殖業者(ブリーダー)へのアンケート
調査(1113業者が回答)によると、
従業員1人あたりの飼育数規制が完全実
施された場合(犬1人当たり15匹まで)
について業者の64.8%、猫(同25匹ま
で)は31.7%が「超過している」とし
た。現在、犬は1人当たり平均28.9匹、
猫は平均42.6匹を飼育しており、規制
基準を上回る譲渡先の確保を迫られる数
を、犬で計10万5790匹、猫は2万5
509匹に上ると推計した。

また、規制への対応策を尋ねると、犬
の繁殖業者の32.3%、猫の繁殖業者の
18.9%が廃業を視野に入れていると回
答した。

「職業として繁殖をするなど言われて
いるようなものだ」。繁殖業者とペット
ショップを仲立ちするペットオーケーシ
ョップでつくる「ペットパーク流通協会」
(埼玉県)の上原勝三会長は、危機感を
あらわにする。

ブリーダー廃業視野

で各1件ずつのみだった。
このため、超党派でつく
る「犬猫の殺処分ゼロをめ
ざす動物愛護議員連盟」は
20年、規制が進んでいる欧
米の制度などを参考に、犬
猫の飼育環境の適正基準を
具体的な数値で定めた規制
案を提案。これを踏まえて
環境省が省令として取りま
とめた。ケージの買い替え
や、従業員が増員または販
売や譲渡による飼育数の削
減にかかる時間を考慮し、
段階的な施行になった。

議連副会長で、当時都議
だった塩村文夏参院議員は
「問題を把握しながら長い
間放置してしまった」と
振り返る。塩村氏が14年春
に視察に行ったところ、犬
や猫が狭い鳥かごに入れら
れ、皮膚病で毛が抜けたま
ま治療されていない犬がい
た。汚物が放置され、臭気
もあった。都に行政処分を
すべきだと何度も主張した
が、担当者は「何をもち
て『劣悪』とするか数値の基
準はなく、人によっても感
覚が異なる」となかなか踏
み切らなかったという。塩
村氏は今回の省令施行につ
いて「基準ができれば行政
の手間ひまもかなり減らせ
る。意義深い改正となった
と強調する。

上原さんはこんなシミュレーションを
する。犬15匹のうち、3匹が雄、12匹が
雌とする。犬の妊娠は1年間に1回程度
で、受胎率は7割程度。死産することも
ある。1年間に10匹の犬が3匹ずつ繁殖
させたとしても、販売できるのは30匹だ。
平均的な価格は1匹10万円、30匹でも
300万円の売り上げにしかならない。
エサ代や医療費など年間約100万円の
経費がかかるため、利益は約200万円
だ。「これでは勤めに行った方がいい」
東京都荒川区で繁殖業とペットショッ
プを営む60代男性は「ひどい業者もいる
ので、ある程度の基準は仕方ない」と基
準の設定に理解を示すが「飼育頭数規制
は真面目にやっている人たちにも負担が
大きい基準だ」と困惑する。自身も一従
業員の給料が払えなくなる」とペットシ
ョップを閉めようと考えている。規制へ
の対応で繁殖・飼育コストがかなり販売
価格も上がることで「犬猫は今後お金持
ちしか飼えなくなってしまう。トリマー
やペットフードなどを含め、業界全体
の雇用が失われていくだろう」とつつむ
。

他方、規制強化により業者が譲渡を迫
られても、受け入れ先の確保が難航し
ていく。動物愛護法の12年改正で、行政
が業者からの犬猫の引き取りを拒否でき
るようになった。安易に行政へ持ち込ま
せず、殺処分数を減らすのが目的だった
が、これまで行政に代わって引き取っ
てきた愛護団体も同様に規制対象になる。
群馬県の40代の男性飼育業者は、ケ
ージの規格が変わると現在の犬舎に犬が収
まらなくなるといい、「新しく土地を探
して犬舎を作り直さなければ今いる犬を
飼育できないが、1年では間に合わない。
犬を減らすにしても、行政は殺処分ゼロ
をうたっているのに、業者の犬は引き取
ってくれない」と悩む。

環境省動物愛護管理室の長田啓室長は
「事業に影響が出るかどうかという観点
ではなく、犬猫の健康を管理する観点で
定めた基準だ。劣悪な環境で繁殖させた
犬猫が安く大量に流通することがなくな
っていくことは、質の高い飼育管理を行
っている事業者にとっては有利に働くの
ではないか」と話している。